

# 平成 24 年度 第 2 回 多摩市公契約審議会 会議録

## 1 開催日時及び会場

平成 24 年 10 月 17 日（水） 午前 10 時から 多摩市役所 302 会議室

## 2 出席者（5名）

出席者 古川会長、脇田副会長、黒木委員、井上委員、志村委員

（欠席：なし）

事務局 松尾総務契約課長、松本契約係長、森主事、渡邊主事

## 3 議題

### （1）報告事項

#### ①公契約対象案件の手続きに係る庁内・事業者への周知の対応等について

**内容説明** \*松尾総務契約課長が説明、松本契約係長が補足説明を行った。

概要は以下の通り

- ・ 8 月 31 日に庁内各課職員 1～2 名が出席し、開催された「平成 25 年度当初予算編成事務説明会」において、予算要求額の積算にあたり、公契約条例に係る取扱いについて説明した。
- ・ 労働者の賃金確保のための制度と捉えられがちであるが、労働者の賃金が確保されることで、労働者の労働意欲が向上し、市の発注する工事・委託の業務の質も向上する。それが、市民サービスの向上につながり、最終的には事業者・市・市民にとってメリットがある制度であることについても補足した。
- ・ 予算編成事務説明会で出席された職員も限られており、周知としては十分ではないため、平成 25 年度の公契約に係る取扱いについて、庁内職員向けに別途説明会を開催する必要があると考えている。
- ・ 平成 25 年度に向けて新たに対象となると見込まれる事業について、事前に各課と調整をしている所だが、公契約条例の理解を進めていく必要を感じている。
- ・ 事業者には、第 1 回審議会以降、特段説明会等を行っていないため、平成 25 年度の公契約に係る取扱いについて説明の機会を設ける必要があるとも考えている。

### 質疑応答

委員 この程度しか制度の趣旨を理解していただけていないのは残念。良い制度をつくった訳なので、市職員にもう少し理解の徹底をして頂きたい。

会長 公契約条例を各自治体で制定しようとしているがなかなか進まないのは職員が抵抗している部分もある。多摩市は他に比べ、比較的踏み込ん

で実施していると感じる。公契約条例は、もっと、住民・地域社会のために汗を流すという、公務員の意識改革の一環にもなるものではないかと考える。踏み込んでやらなければ、職員の意識改革にはつながらない。職員向けの説明会をやる機会があれば、委員から説明させて頂く機会を設けていただきたい。なぜ条例をつくったのか、より説得力のある説明ができると思う。

事務局 職員に対する説明は不十分だと思っている。公契約条例は職員が理解し、活用して行くものと考えている。機会を見て周知を図っていききたい。委員会の直接の説明の機会も検討したい。

委員 予算編成事務説明会に出席された職員はどのような職層なのか。

事務局 主に係長職である。

委員 業務が増えるといった説明を契約課からする中では、所管の理解が得られない所もあると思う。市のトップから全体的説明をしてもらうというのも良いのではないか。

事務局 公契約条例は市長公約でもある。今年度対象案件 50 件ほどあるが、公契約条例を制定したばかり。1 年の経験を通して理解も進むと思われるが、実務レベルの周知が必要であるので、色々な機会を通して、引き続き周知を図っていききたい。

会長 市では、契約課が案件を把握しているので、徹底しやすい環境にあると思う。是非頑張ってもらいたい。

委員 事業者、労働者への説明会は実施しないのか。

事務局 現時点では実施していない。制度の趣旨等の周知も含め、今後実施が必要と考えている。

委員 事業者にとっては事業の質の向上、労働者にとっては生活の引き上げ、最終的には市民サービスに直接影響するものである。どの事業が公契約対象なのか市民にはわかりづらい。市民に向け、このような取り組みをしているという周知も必要ではないか。

委員 工事の対象案件で、現場の労働者へ周知が図られているか確認を取っているのか。

事務局 建築の担当に工事受注者への公契約条例上の受注者の責務等について周知等をお願いしている。契約所管としては実施していない。

会長 現場確認の所を強調しすぎて市に負担をかけすぎてしまうというのもどうかと思う。労働組合側から言うというのも良いと思う。

委員 工事現場でこの現場が公契約対象であるといった周知用のチラシを組合の方で作ったのだが、こういうものを配ったり、ポスターの掲示等で労働者に周知するというのも一つの手ではないか。

委員 組合でそのような取り組みをしているのだから、市もそれくらいの意気込みで周知に頑張ってもらいたい。

会長 事業者、労働者団体、市のそれぞれが協力して周知をしていくということだと思う。

## ②多摩市で導入している公契約条例以外の入札制度について

### 内容説明

- \* 資料1を基に最低制限価格、低入札価格調査制度、総合評価落札方式について、松尾総務契約課長が説明、松本契約係長が補足説明を行った。

### 質疑応答

- 委員 低入札価格調査制度の失格基準価格の率の設定はどのようにしているのか。
- 事務局 低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルを参考に多摩市で独自に設定したものである。
- 会長 委託案件で最低制限価格を設けている自治体はあまり多くないと思う。比較的多摩市は早い段階で導入され、先進的であると思う。予定価格、最低制限価格の公表、非公表を多摩市はどのようにしているのか。
- 事務局 予定価格は公表するが、最低制限価格は非公表としている。
- 会長 最低制限価格での入札を多くの事業者がするといった事例もあるのか。
- 事務局 毎年あるような案件では、そのような場合もある。
- 委員 東京都の入札では落札率が80%を超えている案件が殆ど。多摩市は80%を下回るものは多いのか。
- 事務局 工事案件では少ないと思うが、委託案件では見受けられる。
- 委員 最低制限価格、低入札価格調査制度は予定価格の7/10から9/10の設定となっているが、公契約条例では公共工事設計労務単価の9/10以上としているため、不釣り合いではないか。入札は7/10でもいい、でも、公契約対象であれば設計労務単価の9/10以上の支払をしなければならぬというのはすべて企業努力という所なのか。厳しい状況下の中で受注して行くこともあると思う。企業努力は精一杯でやりつくしている所でもある。企業の経営が成り立たなくなってしまう。
- 会長 最低制限価格を公表するわけにはいかないのに、賃金支払いに支障のない所で最低制限価格を設定するなど運用の所で対応して頂きたいことを審議会から意見として述べていくこととしたい。
- 事務局 低入札価格調査制度では平成24年度から失格基準を設けてダンピングの防止を図り、低入札価格調査基準価格を下回った場合、事業者へヒアリングをしている。その際は公契約の労務報酬下限額を下回っていないか等の確認を行っている。
- 会長 ごみ収集委託のダンピング受注により業者が収集困難となり撤退してしまったことから、低価格入札を防止するため、公契約条例の導入に至った自治体もある。ダンピング受注を防止することが市民生活にとっても大変影響の大きい部分である。労賃の確保と同時にちゃんとした品質の提供の確保が必要である。

## (1) 審議事項

①平成25年度 労務報酬下限額の設定及び多摩市公契約条例第7条第1項第1号に規定する割合（工事における従事業種ごとの全労働者の毎月の労働時間の熟練労働者の労働時間の割合）について

**内容説明** \*松尾総務契約課長が審議事項①、②を合わせて説明、松本契約係長が補足説明を行った。概要は以下の通り

### 質疑応答

会 長 工事に係る熟練労働者の労務報酬下限額について意見ををお願いしたい。

委 員 当面は、公共工事設計労務単価の90%で良いと思う。

委 員 制度施行後、日も浅いため様子を見るという事で今までの90%で良いと思う。

会 長 工事に係る熟練労働者以外と業務委託、指定管理の労務報酬下限額903円についてはどうか。

委 員 川崎市では最低賃金の水準の算出に使用する可処分所得比率が変更となったことに伴い、平成25年度の下限額の見直しを行っている。多摩市の労務報酬下限額の算定には可処分所得比率を使っていないということだが、税・社会保険料の率を考慮した可処分所得の総所得に対する比率が変更となっていることを反映させる必要はないか。

会 長 平成25年度の労務報酬下限額については、市の諮問から、本日答申すべきと考える。具体的な対応方法を本日示すことができないならば、可処分所得比率の取扱いについては来年以降の検討課題とすべきではないか。

委 員 その方向で良いと思う。多摩市の労務報酬下限額の算定にあたって、最低賃金の水準の算出に使用する可処分所得比率の考え方は入っていないので、含めるよう考え方の変更を進めていけたらと考えている。

委 員 今回は基本的な考え方の案のとおりで良いと思う。公共工事設計労務単価も前年と大きな違いが無いので、少しの違いが出た所で単価を変えてしまうというときりがなくなってしまう。様子を見るという事で考えれば、25年度においては903円とするので良いのではないか。

会 長 今後の検討課題は残しながらも、903円で行きたいと思う。熟練労働者の割合についてはいかがか。

委 員 ここで変更してしまうと混乱してしまうので、平成25年度においてはこのままで良いのではないか。

委 員 運用してまだ少ししか経っていない。公契約の思想や概念とかが市の職員や事業者に伝わるまでの2,3年の間は、現行のままで良いと考える。

②平成25年度公契約対象案件（主に平成24年度からの継続事業）の基本的な考え方について

## 質疑応答

会 長 平成24年度案件については平成25年度も原則対象とするという考えについてはいかがか。

委 員 委託契約の単価契約を対象とする際の考え方は。

事務局 あくまでも予定価格として1,000万円を超えるものについては、実績が見込まれない場合でも対象としている。しかし、予定価格から大幅に下回る額で落札した場合でも対象とするのかは課題と考えている。

会 長 条例をつくる時点でその点についてある程度整理していたと思う。当初予定価格が1,000万円を超えるが落札が900万円位になった場合、次年度の予定価格が下がりダンピング受注につながるという場合は、市長が定めるものの範囲の中で整理するとしていた。原則は予定価格が1,000万円を切る場合は原則として外さざるを得ない。それでダンピング受注等の問題がある場合は市長が定めるものの範囲に入れ対象とするということで理解している。

委 員 公園緑地・樹木等管理委託は受注先を5つに分けているということだが、どのような分け方なのか。

事務局 市内を5ブロックに分け、業務内容は同じもので委託をしている。

委 員 事務負担が多いから、公契約の対象とならないように市の方で意図的に分けることが懸念される。そのような事の無いように注意して見ていかなくてはいけないのではと思う。

事務局 分け方については所管で検討し整理しているので、ここでの整理は難しい。やっている内容は同じだが、額の幅が大きく、対象となる所とならない所があって悩ましいという所である。

会 長 公園緑地・樹木等管理委託については、やむを得ない理由がある場合は対象から外すが出来るだけ対象とする方向で良いか。

委 員 基本的には予定価格が1,000万円を超えるものは対象としているので対象とする方向とすべきと思う。

会 長 平成25年度から対象となる可能性のある案件のほうへ移りたい。びん選別の事業を対象とするか否かについては、公契約規制を障がい者にとのように適用するのかという大きな課題である。訓練の場合は労働者ではないので賃金を支払わなくても良いという理屈でいくのか、健常者に準じて仕事ができている障がい者にはきちんと報酬を払って社会の中で自立して生活ができるようにするのか。賃金の問題だけでなく、障がい者をどう社会に受け入れていくのかという所にもかかわってくる。政治的判断が求められる。

事務局 来年度から対象とする場合は、障がい者の方々を公契約の適用労働者から外して対象とすることは可能と考えるが、訓練名義で就労している障がい者のうち健常者と同等の仕事ができる方も労働者として公契約の対象とするとなれば、今後の政策的な判断としてきちんと議論する必要

があると考えている。

委員 障がい者をいかに自立させるかという考えを市がどれくらい持っているかという問題になってくる。

委員 審議会の結論として、案件としては1,000万円以上なので対象とするが、その中で働く障がい者を適用労働者とするかどうかの判断は審議会の役割を超えたものであるということをどう市長へ意見を上げるかという所か。

会長 実態として、健常者に準じて仕事ができる人がどれくらいいるのか把握できていない。いないのであればあまり議論しても意味はない所なので実状をきちんと把握する必要がある。

委員 障がい者がいることで健常者の方たちから自分たちの働いている職場が公契約の対象とならないという意見も出てくることはないか。事業としては対象とするが、その先の論議として本当に公契約の労働者の対象とならない障がい者ではないのかという論議はしていく必要がある。

会長 審議会では公契約を媒介にしたいまちをつくりたいという考えにあるので、可能なら訓練の一環で仕事をしている障がい者でも健常者に準じた仕事をしているなら、適正な賃金を確保して行きたいという所で、それが整理できないと、障がい者であることを理由とした低賃金によるダンピング受注を許すこととなってしまう。この点については、市長へ意見を述べることにしたい。また、公契約対象とできるか調整中の案件については、引き続き調整をお願いしたい。

事務局 今のご議論を基に、基本としては、びん選別は公契約の対象事業とするが、その中の障がい者を適用労働者とするか否かの取扱については、今後の検討としたい。

### (3) 答申書 (第1回目) について

#### 質疑応答

会長 答申書についての議論に移りたいと思う。

委員 建設産業において大きな問題として社会保険料の話があるが、賃金がきちんと払われないと社会保険料も支払われないので、公契約にも関わりがあると思う。運用の中で、各下請業者に社会保険料の負担を考慮すべき等の記載の一文など入れられないか。

会長 社会保険料を公契約の中で整理するのは簡単なテーマではない。将来的には大きな問題である。多摩市の公契約条例においては、労賃の所しか入っていないため、現時点では越権行為に当たるかもしれない。今後、公契約条例を大きく育てていく所に、社会保険料の問題は入ってくると思うが、今そこまで手を広げるのは難しいと思う。

委員 労務台帳の報告が1日から31日となっているが、業者によって給与計算期間が違うので、台帳の報告等について調整は必要ではないか。

- 事務局 前回の審議会でも事業者から課題としてあがっていることを報告させて頂いたが、今後の検討としたい。
- 委員 大きな工事は、工期も長く、30 から 40 の様々な工種の労働者が入るので管理、事務処理が大変。職員を雇って対応している事業所もある。労働者がきちんと賃金をもらいましたという証明をつけて、会社で作成した労働者の支払内容でも良いとすれば負担も減るので検討できないか。
- 会長 労務台帳の様式、問題等については、次回、どうしたら合理的なものとなるのか検討するという事でどうか。
- 委員 事務処理に要する経費なども考えて頂くなど、そのあたりの検討は必要と思う。
- 会長 まとめとしたいが、答申書は案のとおりとし、答申書とは別に、庁内事業者への周知の徹底、最低制限価格等の設定の工夫、障がい者雇用に係る検討について、今の段階で市長へ報告する形としたい。また、報告の内容等については会長に一任という事でご了解いただきたい。
- 事務局 答申書としては案のとおりとさせて頂き、市長への報告についてはどのような形式とするか、会長と調整をさせて頂きたい。

#### (4) その他

##### ①第3回の日程及び議題について

- 会長 日程と次回の議題についてだが、事務局で第3回の日程は1月の中旬から中旬を目途としているので、事務局に早めに日程調整をお願いしたい。また、当初予定していた議題以外に、台帳の改善も含めて事務局に準備をお願いしたい。これをもって本日の会議は終了とさせて頂きたい。